

東京都調布飛行場運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都営空港条例（昭和37年東京都条例第53号）第21条の規定に基づき、東京都調布飛行場（以下「飛行場」という。）における航空機の離着陸の方法及びその他飛行場の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の制限)

第2条 航空機の離着陸は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第5条第4号に掲げる以下の気象状態でなければこれを行ってはならない。

- 一 地上視程が5,000メートル以上であること。
- 二 雲高が地表から300メートル以上であること。

2 国内定期航空運送事業に就航する航空機については、前項の規定にかかわらず、航空法施行規則第5条第4号以外の気象状態に限り、計器飛行方式による離着陸を認めることとする。なお、国内定期航空運送事業に就航する航空機のうち、計器飛行方式に係る訓練・審査に供される航空機については、気象状態にかかわらず、計器飛行方式による離着陸を認めることとする。

3 公共性・緊急性の高い医療搬送、防災等に供される航空機については、第1項の規定にかかわらず、航空法施行規則第5条第4号以外の気象状態かつ東京都が横田進入管制所と協議し許可を得られた場合に限り、計器飛行方式による離着陸を認めることができる。

(飛行場情報の提供)

第3条 離着陸のため飛行場を使用する航空機（以下「飛行場使用機」という。）及び飛行場周辺を飛行しようとする航空機の運航を援助するとともに、飛行場の施設の効率的な活用を図るため、飛行場の対空通信局（以下「対空通信局」という。）から無線電話により、飛行場使用機に対して、その運航に必要な情報（以下「飛行場情報」という。）の提供を行う。

2 前項の飛行場情報の提供は、次に掲げる時点で行う。

- 一 飛行場に着陸又は飛行場周辺を飛行しようとする航空機に対しては、次条第1項の位置の通報を行った時
- 二 飛行場を離陸しようとする航空機に対しては、地上走行を開始する前

3 前項の飛行場情報の提供を受けた航空機は、当該情報を確認するものとする。この情報の確認が出来なかった航空機は、速やかに対空通信局と再度連絡を取り合い、提供情報を確認するものとする。

4 提供する飛行場情報の内容は次のとおりとする。

- 一 使用滑走路
- 二 滑走路、誘導路等の工事、障害、破損、その他飛行場施設の状況に関する情報
- 三 飛行場で観測した気象情報
- 四 飛行場及びその周辺の航空交通情報

5 飛行場情報の提供は、次に掲げる対空通信により行うものとする。

- 一 無線電話の電波の型式はA3Eとし、周波数は130.8メガヘルツを使用し、出力は10ワットとする。
- 二 対空通信局の呼出符号は「調布フライト・サービス (Chofu Flight Service)」とする。

6 前2項の情報の提供には、無線電話設備による航空法(昭和27年法律第231号)第96条又は第99

条の規定による管制・情報提供業務に従事した経験を有する者と認められ、かつ、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)第 40 条第 1 項に規定する第 1 級総合無線通信士、第 2 級総合無線通信士、航空無線通信士又は航空特殊無線技士のうちいずれかの資格を有する者が当たるものとする。

(位置の通報)

第 4 条 飛行場に着陸又は飛行場周辺を飛行しようとする航空機は、次に掲げる位置又は時点において位置の通報を行うものとする。

- 一 固定翼機は、別表に掲げる目視による位置通報点（以下「目視位置通報点」という。）。ただし、目視位置通報点における通報が困難な場合においては飛行場標点から 5,556 メートル（3 海里）の地点
- 二 回転翼機は、飛行場標点から 5,556 メートル（3 海里）東、又は 5,556 メートル（3 海里）西の地点
- 三 第 2 条第 2 項及び第 3 項により計器飛行方式での離着陸を認められた航空機は、横田進入管制所から、調布フライト・サービスにコンタクトするよう指示又は助言を受けた時

2 通報の内容は次のとおりとする。

- 一 当該航空機の登録記号又は無線呼出符号
- 二 当該航空機の目視位置通報点（第 1 項後段にあっては、飛行場からの方向及び距離）又は位置及びその地点における高度
- 三 その他航空機の運航の安全に影響があると認められる事項

(使用滑走路)

第 5 条 地上風が秒速 2.6 メートル（5 ノット）未満の場合の使用滑走路（無風滑走路）は滑走路 17 とし、地上風が秒速 2.6 メートル（5 ノット）以上の場合の使用滑走路は風向に最も近い方位の滑走路とすることを原則とする。

(気象の観測)

第 6 条 第 3 条第 4 項第 3 号の気象に関する情報を安定的かつ確実に提供するため、気象に関して専門的な技術又は経験を有する者を飛行場に置き、飛行場の気象観測（以下「気象観測」という。）を行う。

2 気象観測は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める時に実施する。

- 一 定時観測
運用開始時及び毎正時
- 二 特別観測
気象変化を認めたとき、運航関係者から照会があったとき又は飛行場若しくはその周辺で航空機事故が発生したとき。

3 気象観測の結果の通報は、気象庁の定める航空気象通報式により行う。

(飛行場の使用方法)

第 7 条 飛行場使用機はあらかじめ知事の承認を受けた場合を除き、飛行場標点から 18,520 メートル（10 海里）以内の周辺空域から対空通信局と交信が可能な無線電話を装備するものとする。

2 飛行場使用機は飛行場の運用時間外に使用する場合は、運航のために必要な情報を自ら収集するものとする。

3 飛行場使用機は、対空通信局の航空情報に従い、他の航空機に危険を及ぼすような運航を行って

はならない。

- 4 飛行場に離着陸しようとする航空機は、原則として次に掲げる方法により運航しなければならない。

一 場周経路及び場周経路への標準進入経路

場周経路及び場周経路への標準進入経路は、別図のとおりとする。(別図は省略し、東京都調布飛行場管理事務所(以下「事務所」という。)において公衆の縦覧に供する。)

二 固定翼機

ア 着陸機は、目視位置通報点を經由して場周経路に進入する。

イ 場周経路は、高度は 304.8 メートル (1,000 フィート) で飛行する。

ウ 滑走路 35 からの離陸機は、安全高度に達した後、西武多摩川線と東八道路の交点から J R 中央線までの間で左右に変針する。

滑走路 17 からの離陸機は、安全高度に達した後、中央自動車道から多摩川までの間で左右に変針する。

三 回転翼機

ア 着陸機は、東西方向から着陸地点に向かう。

神代植物公園上空の飛行高度は 365.8 メートル (1,200 フィート)、東京競馬場上空は 609.6 メートル (2,000 フィート) とする。

イ 離着陸地点は、滑走路中央標識付近とする。

ウ 離陸機は、離陸地点から東方向(神代植物公園)又は西方向(東京競馬場)に向かう。

- 5 第 2 条第 2 項及び第 3 項により計器飛行方式での離着陸を認められた航空機は、横田進入管制所から指示を受けた飛行方法により運航しなければならない。

(運航に必要な資料の掲示)

第 8 条 事務所において次に掲げる資料を掲示するものとする。ただし、当該掲示時刻までに事務所が入手したものに限る。

一 航空路誌 (AIP)

二 航空情報サーキュラー

三 航空路誌改訂版

四 航空路誌補足版

五 ノータム

六 飛行場の気象情報

(情報提供等の時間)

第 9 条 第 3 条の飛行場情報の提供、気象観測及び運航に必要な資料の掲示は、特に必要と認めた場合を除き、飛行場の運用時間内に限り行う。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月18日から施行する。

別表（固定翼）

目視位置通報点	飛行場標点からの方位／距離	備 考
大泉（OIZUMI）	034 度 / 11,482 メートル (6.2 海里)	外環自動車道 大泉インターチェンジ
田無（TANASHI）	009 度 / 6,296 メートル (3.4 海里)	西武新宿線田無駅
中野（NAKANO）	073 度 / 12,964 メートル (7.0 海里)	中央線中野駅
国分寺（KOKUBUNJI）	306 度 / 5,370 メートル (2.9 海里)	中央線国分寺駅
井の頭（INOKASHIRA）	054 度 / 5,370 メートル (2.9 海里)	井の頭公園池
よみうり（YOMIURI）	189 度 / 5,370 メートル (2.9 海里)	よみうりランド観覧車
登戸（NOBORITO）	146 度 / 6,852 メートル (3.7 海里)	南武線登戸駅
唐木田（KARAKIDA）	239 度 / 12,593 メートル (6.8 海里)	小田急電鉄多摩線 唐木田操車場
青葉（AOBA）	176 度 / 14,260 メートル (7.7 海里)	東名高速道路 青葉インターチェンジ